

○苫小牧市建設工事の前払金及び中間前払金に関する要領 新旧対照表 (案)

改正後	現行
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(前払金の使用等)</p> <p>第6条 受注者は、前払金を契約した工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機器購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から令和7年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和7年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p> <p>第7条～第12条 (略)</p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(前払金の使用等)</p> <p>第6条 受注者は、前払金を契約した工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機器購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から令和6年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和6年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。</p> <p>第7条～第12条 (略)</p>